

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (10万円/1世帯)のご案内 ※受給には手続きが必要です

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯や、本給付金の支給を受けた世帯の世帯主であった方を含む世帯は対象になりません。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(申請書)を受理した日から2~3週間後が目安です。

支給対象となる世帯と支給手続き

世帯全員の令和4年度「**住民税**」が**非課税**の世帯

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではない世帯

コロナウイルスの影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「**住民税非課税相当**」となった世帯(家計急変世帯)

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座情報に誤りがないこと(記載がない場合は口座情報を記入し添付書類を添えて返送してください)
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



申請が必要です

- 小野市では、電話によるお申し出のあった方に申請書を順次発送します。(感染症対策のため、来庁はご遠慮ください)
- 申請書に必要な事項を記入して、添付書類とともに**返送してください**。

！新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)、お住まいの市町村にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

小野市市民福祉部社会福祉課臨時特別給付金担当

☎0794-63-1000(代表)

受付時間 平日8:45~17:15